重要事項説明書

あなたに対する共同生活援助サービスを提供するにあたり、厚生労働省令及び岐阜県条例に基づき当事業所が説明すべき内容は次の通りです。

1. サービスを提供する事業者

名		称	社会福祉法人ぶなの木福祉会
所	在	地	岐阜県郡上市白鳥町白鳥 33 番地 17
電影	舌 番	号	0575-83-0123
代表	者氏	名	理事長 野田 美鈴
設立年月日		日	平成 18 年 10 月 1 日

2. サービスを提供する事業所

名 称	共同生活援助事業所 生活施設ぶなの木ホーム		
事業所の種類	共同生活援助		
所 在 地	岐阜県郡上市白鳥町白鳥 133 番地 2		
管 理 者	野田 美鈴(サービス管理責任者兼務)		
ホーム名・住所	生活施設ぶなの木ホーム 白鳥町白鳥五反田 133 番地の 2		
	生活施設ぶなの木ホーム第2号 白鳥町為真黒町屋1066番地		
	生活施設ぶなの木ホーム第3号 白鳥町為真149番地1		
	生活施設ぶなの木ホーム第4号 白鳥町白鳥字上町910番地		
	生活施設ぶなの木ホーム第5号 白鳥町白鳥字上町911番地		
通常サービスを提供する地域	岐阜県郡上市内		
対 象 者	身体障害者 (18 歳未満の者を除く。)		
	知的障害者 (18 歳未満の者を除く。)		
	障害児 (18 歳未満の身体障害者及び知的障害者)		
	精神障害者 (18 歳未満の者を含む)		
	難病等対象者(18 歳未満の者を含む)		
定 員	26 人。		
営 業 日	年中無休		
受 付 時 間	時間 8:30 ∼ 17:30		
サ – ビ ス	24 時間対応。		
提 供 時 間			
協力医療機関	沢崎医院、鷲見病院		
サービス提供開始日	平成 21 年 3 月 1 日		

3. サービスの目的及び運営方針

目 的	障害のある方に対して、主に夜間、休日において、共同生活を営む住居で相談、入	
	浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。	
運 営 方 針	関係法令を遵守し、他の保健医療福祉サービスとの連携を図った適正且つきめ	
	細かな共同生活援助サービスを提供します。	

4. 従業者の職種、員数及び職務の内容

職種	常勤	職務の内容
管 理 者	1(兼務)	従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定さ
		れている共同生活援助の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守させ
		るため必要な指揮命令を行う。
生活支援員	9(兼務)	食事の提供、生活上の相談及び入浴等の介護等について、次号に規定
		する世話人と共働し適切に援助する。
世話人	13(兼務)	食事の提供、生活上の相談及び入浴等の介護等について、前号に規定
		されている生活支援員と共同して、適切に援助する。
事 務 員	1(兼務)	共同生活援助に係る事務を行う。

[※] 当該施設は空床を利用し短期入所サービスを提供します。従業員は当該共同生活支援事業所施設の職員と兼務し、短期入所に必要な職員数を配置します。

5. サービスの内容

サービスの種類	サービスの内容		
食事の提供	希望により、以下の時間に食事の提供をします。		
	食事時間 朝食 7:00 昼食 12:00 夕食 18:00		
	年齢と障がいの特性に応じた栄養及び内容の食事を、適切な時間に提供します。		
入浴または清拭	入浴について必要に応じて介助や確認を行います。利用者の心身の状況により、入		
	浴が困難な場合には清拭を行うなど適切な方法で実施します。		
身体等の介護	利用者の状況に応じて適切な技術をもって整容・更衣・排泄等生活全般にわたる		
	援助を行います。		
	・入浴・排泄 必要に応じて介助や確認を行います。		
	・起床・入床 起床時間・入床時間、本人の意思を尊重します。		
	・着脱衣 必要に応じて介助、確認します。		
	・整容 毎食後の歯磨き援助、介助、確認。洗面の援助、介助、確認等		
機能訓練	運動機能の維持向上を目的とした機能訓練を行います。		

健	康	管	理	日常生活上必要なバイタルチェックや投薬その他必要な管理、記録を行います。ま
				た医療機関との連絡調整及び協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支
				援を行います。
生	活	相	談	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な
				相談、助言、援助等を行います。

6. 利用者及び児童の保護者から受領する費用の額

サービスの種類	サービスの内容	金 額
食 費	朝食	300円
	昼食	400 円
	夕食	500円
	弁当	200 円
	弁当(米のみ)	50 円
家 賃	ぶなの木ホーム	19,000 円/月
	2号、3号、4号、5号	23,000 円/月
光 熱 水 費	サービスを提供するために必要となる水道、ガス、電気	14,000 円/月
	等の費用(半月以内の利用は日割り計算)	
日常生活上必要	利用者の日常生活品の購入代金等や日常生活に要	実費
となる諸経費	する費用で、負担して頂くことが適当である費用。	
社会生活上の便宜の	日常生活に必要な行政機関等への手続き等につい	実費
供 与 等	て、利用者または家族が行うことが困難な場合、利用	
	者の同意を得て代行した場合に係る経費。	
そ の 他	サービス提供記録等の複写代	実費
	証明書等の書類の発行代	

※消費税は非課税扱いです

7. 利用料金

介護給付費支給対象サービスを提供した際は、利用者の障害支援区分に応じた共同生活援助サービス利用料金のうち 9 割が介護給付費の給付対象です。事業者が介護給付費の給付を直接受け取る(代理受領)場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の 1 割の額をお支払いいただきます。なお、利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。1 単位の金額は 10 円を乗じた額です。

利用料金は翌月 20 日頃までに請求書を発行しますので、指定の方法でお支払いください。正当な理由がなく利用料金を3ヶ月以上滞納されると、サービスの利用を制限させていただく場合があります。

8. 秘密保持と個人情報の保護

事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。

サービスを円滑に提供するため、他の障がい福祉サービス事業者等との情報の共有が必要な場合があります。事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービ ス担当者会議で用いる等、利用者の個人情報を他の障がい福祉サービス事業者等に提供しません。また、利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、利用者の家族の個人情報を他の障がい福祉サービス事業者等に提供しません。

9. 事故発生時の対応

当事業所が利用者に対して行う共働生活援助サービスの提供により、事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族・市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、当事業所が利用者に対して行った挙動生活援助サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

10. 緊急時の対応方法

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者があらかじめ指定する連絡先にも連絡します。

11. 苦情解決の体制及び手順

苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行い、利用者の立場を考慮しながら事実関係の特定を慎重に行います。相談担当者は、把握した状況を管理者とともに検討を行い、当面及び今後の対応を決定します。対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行います。

当事業所	窓口担当者 清水 万里	里子 ご利用時間 9:00~16:00		
ご利用相談窓口	電話番号 0575-8	3-0123		
	担当者が不在の場合は、事業所事務所までお申し出ください。			
	X女自 IQフ	電話番号 0575-82-3809		
苦情処理委員会	猪島 隆子 	岐阜県郡上市白鳥町大島 424		
第三者委員	鷲見 雪子	電話番号 0575-82-2641		
	鳥兄 当丁 	岐阜県郡上市白鳥町中津屋 192		
郡上市役所	所 在 地:岐阜県郡上市八幡町島谷 228 番地			
社会福祉課	電話番号:0575-67-1121			

運営適正化委員会 所 在 地:岐阜市下奈良 2-2-1 県福祉会館内

電話番号:058-278-5136

12. 虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定を行います。
- (2) 成年後見制度の利用支援を行います。
- (3) 苦情解決体制の整備を行います。
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施を行い、研修を通じて、従業者の 人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。

13. 利用にあたっての留意事項

設備・器具の利用	施設内の設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご
	利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります
喫煙	全館禁煙です。
貴重品の管理	貴重品の管理は、利用者の責任において管理をしてください。自己管理が出来
	ない場合は、施設に貴重品を持ち込まない等の対応をお願いします。
宗教·政治·	施設内での布教活動、政治活動、営利活動は禁止します。
営利活動について	

14. 非常災害時の対策

別途定める消防計画に則り対応します。

指定障害福祉サービス短期入所の提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名 : 生活施設ぶなの木ホーム

説明者 : 管理者 野田 美鈴

私は、本書面に基づいて事業者から説明を受け、サービスの利用内容について同意しました。

平成 年 月 日

利用者住所

氏 名